

愛媛大学医学部附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会規程

〔平成29年2月15日〕
規則第 19 号

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第19条第2項の規定並びに医療法（昭和23年法律第205号）第19条の2第1項第2号及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の4第1項第2号の規定に基づき、愛媛大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の適正な医療安全管理体制を確保するため、病院における医療安全管理業務に係る外部監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会設置の届出等)

第2条 学長は、委員会を設置したとき及び委員が交代したときは、委員名簿及び委員の選出理由について、厚生労働大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院の医療安全に係る業務執行状況の監査に関すること。
- (2) 安全管理状況及び改善状況に関すること。
- 2 委員会は、外部監査の実施に際して、病院の業務の状況について病院長及び医療安全管理責任者から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認することができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、審議の結果に基づき、学長及び病院長に是正措置を講じるよう意見を提出するものとする。
- 4 委員会は、原則として、審議の結果及び前項の意見を公表するものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 1人
 - (2) 法律に関する識見を有する者 1人
 - (3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前2号に掲げる者を除く。） 1人
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項各号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第1号から第3号までの委員は、病院と利害関係を有しない学外者とし、かつ委員の過半数は、病院と利害関係を有しない学外者とする。
- 4 学長は、第1項第1号から第3号までの委員が病院と利害関係を有した場合は、当該委員を解任しなければならない。

(委員の任期)

第5条 前条第1項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院と利害関係を有しない委員のうちから、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(是正措置)

第9条 学長及び病院長は、第3条第3項の意見に基づき、必要に応じて是正措置を講じるよう努めなければならない。

(担当)

第10条 委員会に関する事務は、関係部署の協力を得て、医学部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年2月15日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年7月24日から施行し、平成30年6月1日から適用する。